小規模飲食店等への消火器具設置が義務化されます!

平成28年12月に発生した糸魚川市大規模火災の教訓を踏まえ、小規模飲食店等に対する消火器具の設置義務が強化されます。

改正内容について

消火器具を設置しなければならない防火対象物として、消防法施行令別表第1

(3)項(飲食店等)に掲げる防火対象物で、延べ面積が150平方メートル未満対象物のうち、火を使用する設備又は器具(※1防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものは除く。)を設けたものが追加されます。

令和元年10月1日から改正後の基準が適用されるため、<u>改正後の基準に該当</u>する飲食店等は、令和元年9月30日までに消火器具を設置してください。

- ※1 防火上有効な措置として総務省令で定める措置とは
 - ○「調理油加熱防止装置」 ガスコンロの全口に、鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的に ガスの供給を停止し、火を消す装置(Si センサーコンロ)
 - ○「自動消火装置」 火を使用する設備又は器具の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置(フード等用簡易自動消火装置)
 - ○「その他危険な状態の発生を防止するとともに、発生時において被害を軽減する安全性能を有する装置」 加熱等によるカセットボンベ内の圧力上昇を感知し、自動的にカセットボンベからのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等

改正の公布内容及び運用については以下の総務省令通知を御参照下さい。 <外部リンク>

- ○【消防予第246号】消防法施行令の一部を改正する政令の公布について https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/assets/300328_yo246.pdf
- ○【消防予第 2 4 7 号】消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/assets/300328_yo247.pdf

消火器具の点検について

今回の消防法施行令の改正により、新たに設置した消火器具は、消防法第17条の3の3に基づき6か月ごとに点検し、1年に1回消防署へ報告することが義務となります。

<外部リンク>

- ○小規模な飲食店の関係者の方が自ら消火器の点検と報告ができるように説明しているパンフレットや点検アプリを提供しています。
 - ・消火器の点検報告パンフレット https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_04_sh oukaki_pamphlet.pdf



・消火器点検アプリ

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post23.html



消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書
https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_05_tenkenhyou.pdf